

ひろしまブランドショップ商品取扱基本方針

令和2年4月

1 趣 旨

飲食、物販、情報発信機能を通じて、本県の「本物、希少性、物語性」がある食材や製品等のPRや、訴求力のあるイベントを通じた話題提供を行うことにより、首都圏から全国へ情報発信がなされ、多くの人に、広島に「行ってみたい、食べてみたい、暮らしてみたい」といった広島県に対する高い評価を形成させるため東京に設置する「ひろしまブランドショップ」において取扱う商品についての基準等を定める。

2 商品取扱条件

(1) 取扱商品の条件

- ① 県産品であること（県産品とは、次のア、イのとおりとする）。
 - ア 農林水産物（畜産物を含む）については、広島県内で生産、収穫されたものであること
 - イ 農林水産物以外の商品
 - ア) 主たる事業所が広島県内に所在する製造業者等が、広島県内で製造したもの
 - イ) 県外において製造されたものについては、その製品において重要な部分を占める原材料が広島県産であるもの
 - ウ) その他、広島のブランド価値向上につながると認められるもの
- ② 次の法令について遵守されていること
 - ア 食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法、計量法等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと
 - イ 商品として品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のために生産情報の記録の提出や、製造過程の衛生管理マニュアル等についての提出ができること）
 - ウ PL法（製造物責任法）に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること
 - エ 特許、新実用新案等の係争中では無い商品、あるいは係争の恐れがない商品であること

(2) 取引条件

次の項目について、運営事業者と出品者双方の間で合意が得られること。

① 販売の条件

原則委託販売とする。ただし、生鮮品や特殊な商品については別途協議する。

② 委託販売手数料

原則、売上金額の30%を基本とする。

工芸品等、特殊な商品については個別協議とする。

買取りの場合、販売価格及び卸価格等は個別協議とする。

③ 物流コスト

納入の際の物流コストは原則出品者が負担する。

④ 返品について

出品期間が終了もしくは賞味期限が近づいた委託販売の加工食品，工芸品等については，原則として，出品者に返品するものとする。返品に係る費用はブランドショップ運営事業者が負担するものとする。なお，値下げ販売，廃棄処分あるいは試食品への転換については，事前個別協議とする。

⑤ その他

記載されていない事項については出品者と運営事業者間で協議を行う。

(3) 出品者の条件

次のいずれかに該当すること。

- ① ブランドショップにおいて県産品の販路拡大，PRによる観光客の増加など，地域資源ブランド価値向上を行う意向があること
- ② 店舗での商品改良等を通じ，首都圏の市場で通用する商品にブラッシュアップさせる意欲ある者であること
- ③ ブランドショップを1つのステップとして位置付け，その後，首都圏での販路開拓・拡大に取り組める者であること

3 商品取扱基準等

(1) 商品選定を行ううえで重視する考え方

- ① 本物，希少性，物語性など広島を選びすぐりの産品で，広島県のブランド価値を高める上でふさわしいもの
- ② 広島の季節を感じられる“旬”の商品

(2) 商品選定基準

次のそれぞれの項目について総合的に判断し，運営事業者が商品を選定する。

- ① 味・品質が優れているもの
- ② 外観（商品形態，ネーミングおよびパッケージデザイン）が優れているもの
- ③ 商品のもつこだわり，背景，高付加価値等があるもの
- ④ 話題性（全国，広島における知名度や集客力）が高いと判断されるもの
- ⑤ 潜在力（仕入販売担当者の専門的観点からみた商品力）があるもの
- ⑥ 商品価格が適正であるもの
- ⑦ 季節性を感じられるもの
- ⑧ ブランドショップ商品全体の構成バランスを勘案
- ⑨ その他（県内における定評，販売実績，受賞等）

4 商品の募集に係る手順等について

(1) 「ひろしまブランドショップ商品取扱申込書」の提出

- ① 出品希望者は「ひろしまブランドショップ商品取扱申込書」に必要事項を記入のうえ、下記「商品取扱に関するお問い合わせ先」あて、FAX、電子メール、郵送のいずれかの方法で提出すること。なお、提出書類については返却しない。
- ② 商品取扱申込書の提出後、運営事業者の連絡により、サンプル商品の提供を行うこと。

(2) 選定会議

- ① 毎月、運営事業者が独自及び募集によりリストアップした商品をもとに、翌月以降の取扱商品案を選定会議（運営事業者及び県が構成員）に提出し、最終的な取扱商品を決し、結果については、申し込み事業者あてに通知する。
- ② 商品受付は随時行い、毎月の選定会議により取扱の可否等の決定を行うが、季節毎に行う商品選定会議（年4回開催予定）において、全体の取扱商品についての検証を行う。
- ③ 取扱決定にあたっては、申し込み事業者と個別面談を行うことがある。

(3) 商品の入れ替え

一定の陳列期間を経過した商品については、季節毎に行う商品選定会議で長期販売についての可否を決定し、結果を出品者に通知する。なお、商品入れ替え基準及び入れ替え対象商品の取扱については、次のとおりとする。

- ① 棚割り（カテゴリ）別に陳列期間内の販売個数・販売売上観点で分析し、カテゴリ別の下位20%を入れ替え対象商品とする。
- ② 入れ替え対象商品については、陳列期間内に新たに出品を希望する商品も含め、運営事業者が決定するものとする。
- ③ 出品者に対するフォロー
 - ・ 入れ替えにあたっては、入れ替え対象となった商品の出品者に対して意見等をフィードバックし、商品の開発や事業者の育成につなげる。
 - ・ 出品者についても、必要に応じて更なる改善を促す。

5 その他

(1) 商品改良への取組

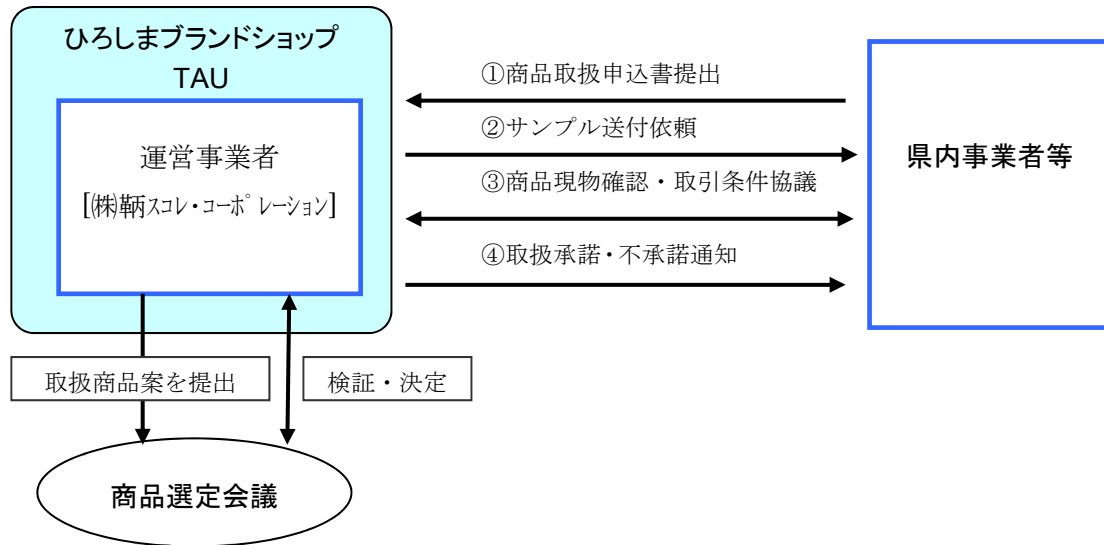
出品希望者は、顧客や商品選定会議での意見、店舗での販売実績などから得られる改善点等を店舗からフィードバックするため、商品改良に取り組むこと。

(2) 個人情報の保護

商品取扱申込書に記載の情報等については、県、運営事業者等が行うブランドショップでの販売や、販路開拓、商品開発・改良等のために利用する。その他の目的では使用しない。

- (3) 本基本方針に定めていない項目については、出品者と運営事業者が協議のうえ、決定するものとする。

募集に係る商品選定に係る手順



- ・ 出品商品の入れ替えは販売実績等により運営事業者が決定、通知
- ・ 3ヵ月毎に開催する商品選定会議にて検証

《商品取扱に関するお問い合わせ・申込先》

ひろしまブランドショップTAU（運営事業者：(株) 鞆スコレ・コーポレーション）
担当：村上（全般）・松村（1階物販フロア）・落岩（2階物販フロア）
住所：〒104-0061 東京都中央区銀座1-6-10 銀座上一ビルディング
電話：03-5579-9952 メールアドレス：04eb1254@gmail.com

《ブランドショップ全般についてのお問い合わせ先》

広島県商工労働局商工労働総務課 BUYひろしま推進グループ
住所：〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
電話：082-513-3441 メールアドレス：buyhiro@pref.hiroshima.lg.jp